

令和元年第2回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="363 510 906 546">三鷹市組織条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p data-bbox="363 654 1417 1281"> 1 部の新設及び分掌事務 都市再生部を新設し、次に掲げる事務を分掌させることとした。 (1) まちづくりの推進及び防災都市づくりに関すること。 (2) 再開発に関すること。 2 分掌事務の変更 都市整備部の分掌事務中「都市計画、開発指導、住宅政策及びまちづくりの推進に関すること。」を「都市計画、開発指導及び住宅政策に関すること。」に改めることとした。 3 施行期日等 (1) 施行期日 規則で定める日 (2) 三鷹市職員の労働安全衛生管理に関する条例の一部改正 都市再生部を都市整備部と同一の事業場とするとともに、都市整備部長を総括安全衛生管理者とすることとした。 </p>
2	<p data-bbox="363 1388 1417 1469">地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <hr/> <p data-bbox="363 1576 1417 1935"> 1 会計年度任用職員制度の導入等に伴う規定の整備 (1) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例 ア 題名を「三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改めることとした。 イ 現行の嘱託員、臨時職員等を会計年度任用職員とし、それぞれ月額職員、時間額職員とすることとした。 ウ 月額職員の報酬の額は月額 280,000 円以内、時間額職員の報酬の額は時間額 2,200 円以内とすることとした。 </p>

	<p>エ 月額職員について期末手当を支給することとした。</p> <p>オ その他規定を整備することとした。</p> <p>(2) 三鷹市職員の分限に関する条例 会計年度任用職員を分限の対象とするとともに、分限の期間及び程度を定めることとした。</p> <p>(3) 三鷹市職員の懲戒に関する条例 会計年度任用職員を懲戒の対象とするとともに、懲戒の程度を定めることとした。</p> <p>(4) 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について定めることとした。</p> <p>(5) 三鷹市職員の育児休業等に関する条例 会計年度任用職員の育児休業等について定めることとした。</p> <p>(6) 次の条例について、規定を整備することとした。</p> <p>ア 三鷹市職員の配偶者同行休業に関する条例</p> <p>イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>ウ 三鷹市職員の給与に関する条例</p> <p>エ 三鷹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>オ 三鷹市市民のくらしを守る条例</p> <p>カ 三鷹市交通安全対策会議条例</p> <p>2 施行期日 令和2年4月1日</p>
<p>3</p>	<p>三鷹市市税条例等の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 個人市民税関係</p> <p>(1) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を2年延長し、令和15年度（現行：令和13年度）までとすることとした。</p>

(2) 単身児童扶養者の非課税措置の創設

単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者等をいう。）のうち、前年の合計所得金額が135万円以下であるものについて、非課税とする措置を講ずることとした。

(3) ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の対象となる寄附金の基準を定め、総務大臣が当該基準に適合する自治体をふるさと納税の対象として指定する見直しに伴い、規定を整備することとした。

2 法人市民税関係

大法人の電子申告の義務化に伴い、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法人市民税に係る電子申告が困難であると認められる場合は、書面により提出できることとした。

3 軽自動車税関係

(1) 環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用の軽自動車について、燃費性能等に応じて課する環境性能割の税率を1%分軽減することとした。

(2) 環境性能割に係る非課税及び減免に関する取扱いの特例

当分の間、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うこととなったことに伴い、東京都における自動車税の環境性能割に係る非課税及び減免に関する取扱いと同様とする措置を講ずることとした。

(3) 種別割のグリーン化特例の延長等

ア 適用期限の延長

車体の種別、排気量等に応じて課する種別割のグリーン化特例について、その適用期限を2年延長し、令和3年度（現行：令和元年度）までとすることとした。

イ 適用対象の見直し

令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用の軽自動車について、種別割のグリーン化特例の適用対象を、電気軽自動車及び一定の天然ガス軽自動車に限ることとした。

4 その他規定を整備することとした。

5 施行期日

公布の日等。ただし、1(2)は令和3年1月1日、2は令和2年4月1日、3(1)、(2)及び(3)アは令和元年10月1日、3(3)イは令和3年4月1日

<p>4</p>	<p>三鷹市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 災害援護資金の保証人及び貸付利率の改正 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「政令」という。）の改正により、必須であった保証人について任意とするとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、貸付利率を改めることとした。</p> <table border="1" data-bbox="419 595 1370 739"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">貸付利率（年利）</td> <td rowspan="2">3%</td> <td>保証人あり</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>保証人なし</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害援護資金の償還方法の拡充 政令の改正により、年賦償還又は半年賦償還の償還方法に、新たに月賦償還を加えることとした。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>		改正前	改正後		貸付利率（年利）	3%	保証人あり	無利子	保証人なし	1%
	改正前	改正後									
貸付利率（年利）	3%	保証人あり	無利子								
		保証人なし	1%								
<p>5</p>	<p>三鷹市下水道条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 使用料に係る消費税率の見直し 消費税率引上げに伴い、使用料に係る消費税率を8%から10%に改めることとした。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 令和元年10月1日</p> <p>(2) 経過措置 令和元年12月分以降に確定する使用料について適用し、同年11月分までの使用料については、なお従前の例によることとした。</p>										

<p>6</p>	<p>中仙川雨水貯留施設整備工事請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札を行ったが、再度の入札に付しても落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、入札参加者のうち最低価格を提示した者との随意契約</p> <p>2 契約の金額 2億3,706万円</p> <p>3 契約の相手方 東京都三鷹市井口三丁目19番23号 株式会社カナエコーポレーション 代表取締役 濱田 泰彦</p> <p>4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市中原一丁目10番先、15番先 (2) 工事内容 ア 土工事（掘削、埋戻し、残土処理等） イ 貯留施設工事（本体、基礎、点検孔等） ウ 流入施設工事（コンクリート構造物、流入管等） エ 流出施設工事（ゲート、流出管等） オ 仮設工事（土留、仮囲い等） カ 附帯工事 (3) 工期 契約確定日の翌日から令和3年6月30日まで</p>
<p>7</p>	<p>三鷹市東部水再生センター監視制御設備等更新工事（第三期）請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約</p> <p>2 契約の金額 10億9,080万円</p>

	<p>3 契約の相手方 東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地 メタウォーター株式会社 営業本部 東京営業部 東京営業部長 児島 憲治</p> <p>4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市新川一丁目 1 番 1 号</p> <p>(2) 工事内容 ア 電気設備工事 水処理施設 1 系の監視制御設備等、砂ろ過設備の監視制御設備等、水質測定装置及び関連現場設備の更新並びに中央監視装置の機能増設</p> <p>イ 機械設備工事 消毒設備の改築</p> <p>(3) 工期 契約確定日の翌日から令和 3 年 1 月 31 日まで</p>
8	<p>三鷹市立第一中学校長寿命化改修Ⅱ期工事請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約</p> <p>2 契約の金額 2 億 6,676 万円</p> <p>3 契約の相手方 東京都三鷹市下連雀三丁目 4 番 29 号 白石・大創建設共同企業体 代表者 白石建設株式会社 代表取締役 白石 勝也 構成員 大創建設株式会社 代表取締役 石井 徹</p> <p>4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市下連雀九丁目 10 番 1 号</p>

	<p>(2) 工事内容</p> <p>ア 西校舎棟</p> <p>（ア）外壁及び屋上の改修</p> <p>（イ）床仕上げ改修</p> <p>（ウ）教室の出入口引戸の改修</p> <p>（エ）渡り廊下の改修</p> <p>（オ）普通教室及び特別教室の照明のLED化</p> <p>（カ）出入口へのスロープの設置</p> <p>（キ）昇降口のサッシ改修</p> <p>（ク）防災設備の改修</p> <p>イ 屋内運動場棟</p> <p>（ア）外壁の改修</p> <p>（イ）床仕上げ改修（1階アリーナ及び2階ステージ）</p> <p>（ウ）バスケットゴールの改修</p> <p>（エ）アリーナ及びステージの照明のLED化</p> <p>（オ）換気用小窓の改修</p> <p>（カ）防災設備の改修</p> <p>(3) 工期</p> <p>契約確定日の翌日から令和2年1月31日まで</p>						
<p>9</p>	<p>市道路線の認定について</p> <hr/> <p>認定</p> <table border="1" data-bbox="395 1473 1318 1581"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>場所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第852号線</td> <td>三鷹市大沢一丁目</td> <td>46m</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	場所	延長	市道第852号線	三鷹市大沢一丁目	46m
路線名	場所	延長					
市道第852号線	三鷹市大沢一丁目	46m					
<p>10</p>	<p>令和元年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）</p>						

○ 特記事項

- (1) 副市長の選任について
- (2) 教育長の任命について
- (3) 固定資産評価審査委員会委員の選任について